

事 項	期 間	限 度 額
17 貸金業業務健全化事務	平成17年度	千円 3,000
18 県有施設等管理業務	平成17年度 ～平成21年度	6,768,000
	年次別内訳	
	平成17年度	6,600,666
	平成18年度	60,738
	平成19年度	59,901
	平成20年度	27,924
平成21年度	18,771	
19 給食業務	平成17年度	131,000
20 警察関係業務	平成17年度	800,000

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
1 道路維持費	平成17年度	千円 212,000	平成17年度	千円 272,000
2 道路新設改良費	平成17年度	1,451,000	平成17年度	1,611,000
3 河川改良費	平成17年度	326,000	平成17年度	696,000
4 砂防費	平成17年度	139,000	平成17年度	531,000
5 海岸保全費	平成17年度	8,000	平成17年度	358,000
6 情報処理関連業務	平成17年度 ～平成22年度	2,533,000	平成17年度 ～平成22年度	4,302,000
	年次別内訳		年次別内訳	
	平成17年度	892,334	平成17年度	2,368,134
	平成18年度	565,082	平成18年度	694,560
	平成19年度	480,795	平成19年度	546,537
	平成20年度	481,795	平成20年度	548,225
	平成21年度	67,395	平成21年度	98,945
	平成22年度	45,599	平成22年度	45,599
7 事務機器等賃借	平成17年度 ～平成21年度	1,693,000	平成17年度 ～平成21年度	2,587,000
	年次別内訳		年次別内訳	
	平成17年度	480,824	平成17年度	1,180,737
	平成18年度	464,801	平成18年度	533,017
	平成19年度	459,974	平成19年度	514,488
	平成20年度	268,295	平成20年度	309,831
平成21年度	19,106	平成21年度	48,927	

第4表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
社会教育施設整備事業費	千円 90,000	<p>(借入先)</p> <p>財務省、日本郵政公社、公営企業金融公庫、会社、その他</p> <p>(借入方法)</p> <p>証書借入又は証券発行</p> <p>(その他)</p> <p>工事その他の都合により、一部もしくは全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れすることができる。</p> <p>発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	年10%以内	<p>据置期間を含め30年以内</p> <p>半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等</p> <p>但し、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借り換えをすることができ。</p>

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円				千円			
土地改良国庫補助事業費	5,261,000	(借入先) 財務省、日		据置期間を 含め30年以内	5,402,000			
農地海岸保全国庫補助事業費	372,000	本郵政公社、		半年賦元利	370,000			
湛水防除国庫補助事業費	186,000	公営企業金融		均等償還又は	176,000			
林道国庫補助事業費	695,000	公庫、会社、 その他		元金均等償還、 満期一括償還	702,000			
治山国庫補助事業費	2,464,000	(借入方法) 証書借入又		等	2,441,000			
保安林整備国庫補助事業費	331,000	は証券発行	年10%	但し、県財 政の都合によ	267,000			
沿岸漁場整備開発国庫補助事業費	361,000	(その他) 工事その他	以 内	り、繰上償還 をなし、又は	337,000			(補正前に同じ)
道路橋りょう国庫補助事業費	4,591,000	の都合により、 一部もしくは		借り換えをす ることができ	4,869,000			
道路維持国庫補助事業費	1,421,000	全部を翌年度		る。	1,591,000			
河川国庫補助事業費	2,100,000	以降に繰り下			2,135,000			
砂防国庫補助事業費	2,497,000	げて借り入れ することがで			2,494,000			
港湾建設国庫補助事業費	1,167,000	きる。			1,138,000			
街路国庫補助事業費	1,110,000	発行価格が 額面金額を下			1,084,000			
公営住宅建設事業費	639,000	回るときは、			581,000			
農地海岸直轄事業負担金	231,000	その発行差額			225,000			
治山直轄事業負担金	144,000	をうめるため			130,000			
道路直轄事業負担金	5,212,000	必要な金額を			5,037,000			
河川直轄事業負担金	2,946,000	加算した額を			3,650,000			
砂防直轄事業負担金	133,000	限度額とする			131,000			
治山災害現年発生国庫補助事業費	93,000	ことができる。			65,000			
治山災害過年度発生国庫補助事業費	30,000				25,000			
水産施設災害現年発生国庫補助事業費	8,000				5,000			

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円				千円			
漁港災害現年 発生国庫 補助事業費	172,000	(借入先) 財務省、日		据置期間を 含め30年以内	111,000			
公共土木現年 発生国庫 補助事業費	1,052,000	本郵政公社、 公営企業金融		半年賦元利 均等償還又は	1,136,000			
公共土木過 発生国庫 補助事業費	157,000	公庫、会社、 その他		元金均等償還、 満期一括償還	123,000			
港湾災害現年 発生国庫 補助事業費	115,000	(借入方法) 証書借入又		等 但し、県財	82,000			
教育施設現年 発生国庫 補助事業費	41,000	は証券発行	年10%	政の都合によ	37,000			
公共土木直轄 災害復旧事業 負担金	80,000	(その他) 工事その他	以 内	り、繰上償還 をなし、又は	252,000			(補正前に同じ)
被災者住宅再 支援事業費	457,713	の都合により、 一部もしくは		借り換えをす ることができ	457,000			
老人福祉施設 整備事業費	225,000	全部を翌年度 以降に繰り下		る。 げて借り入れ	224,000			
九州新幹線 建設事業費	12,210,000	することがで きる。			13,456,000			
単県道路 整備事業費	12,631,000	発行価格が			12,617,000			
単県河川 整備事業費	1,600,000	額面金額を下			1,615,000			
単県砂防 整備事業費	583,000	回るときは、			599,000			
単県街路 整備事業費	1,435,000	その発行差額			1,445,000			
警察施設 整備事業費	222,000	をうめるため			300,000			
交通安全施設 整備事業費	299,000	必要な金額を			326,000			
県立高等学校 整備事業費	1,396,000	加算した額を			1,150,000			
農林水産施設現年 発生単県災害 復旧事業費	47,000	限度額とする ことができる。			46,000			
商工施設現年 発生単県災害 復旧事業費	20,000				21,000			
公共土木現年 発生単県災害 復旧事業費	129,000				107,000			
教育施設現年 発生単県災害 復旧事業費	22,000				16,000			
減税補てん債	3,135,000				3,265,000			
臨時財政対策債	31,596,000				31,753,344			

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公有林整備費 事業費	千円	(借入先) 財務省、日 本郵政公社、 公営企業金融 公庫、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行	年10% 以 内	据置期間を 含め50年以内 年賦元利均 等償還又は元 金均等償還等 但し、県財 政の都合によ り、繰上償還 をなし、又は 借り換えをす ることができ る。	千円	(補正前に同じ)		
	90,000	(その他) 工事その他の 都合により、 一部もしくは 全部を翌年度 以降に繰り下 げて借り入れ することができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。			2,928,000			
計	99,706,713				104,921,344			

平成16年度熊本県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）

平成16年度熊本県の農業改良資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ141,399千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ820,927千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		97,012	△ 46,485	50,527
	1 一般会計 繰入金	97,012	△ 46,485	50,527
2 繰越金		78,047	262,015	340,062
	1 繰越金	78,047	262,015	340,062
3 諸収入		351,501	177	351,678
	1 貸付金 元利収入	351,501	177	351,678
4 県債		152,968	△ 74,308	78,660
	1 県債	152,968	△ 74,308	78,660
歳入合計		679,528	141,399	820,927

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農 水 産 業 林 費		千円	千円	千円
		679,528	60,249	739,777
	1. 農 業 改 良 資 金	679,528	60,249	739,777
2 諸 支 出 金			81,150	81,150
	1 繰 出 金		81,150	81,150
歳 出 合 計		679,528	141,399	820,927

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
農業改良資金管理業務等	平成17年度	千円 2,118

--	--	--

第3表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
就農支援資金 貸 付 金	千円 152,968	政府貸付金の 借 り 入 れ	無利子	据置期間を 含め21年以内 半年賦元金 均等償還	千円 78,660	(補 正 前 に 同 じ)		

平成16年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）

平成16年度熊本県の中小企業振興資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ949,513千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,502,349千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		286,120	△ 284,659	1,461
	1 一般会計 繰入金	286,120	△ 284,659	1,461
2 繰越金		1,725,314	△ 134,665	1,590,649
	1 繰越金	1,725,314	△ 134,665	1,590,649
3 諸収入		3,632,078	211,944	3,844,022
	1 貸付金 元利収入	3,632,078	211,926	3,844,004
	2 雑 入		18	18
4 県 債		808,350	△ 742,133	66,217
	1 県 債	808,350	△ 742,133	66,217
歳 入 合 計		6,451,862	△ 949,513	5,502,349

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 商 工 費		1,816,589	△ 1,306,900	509,689
	1 中 小 企 業 振 興 資 金	1,816,589	△ 1,306,900	509,689
2 公 債 費		2,499,518	203,448	2,702,966
	1 公 債 費	2,499,518	203,448	2,702,966
3 諸 支 出 金		2,135,755	153,939	2,289,694
	1 繰 出 金	2,135,755	153,939	2,289,694
歳 出 合 計		6,451,862	△ 949,513	5,502,349

第2表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
中 小 企 業 資 金 費 振 興 事 業 費 貸 付 事 業 費	千円 808,350	中小企業総合 事業団貸付金 の借り入れ	年4.1% 以 内	据置期間を 含め20年以内 年賦元金均 等償還	千円 66,217	独立行政法人 中小企業基盤 整備機構貸付 金の借り入れ	(補正前に同じ)	

平成16年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）

平成16年度熊本県の母子寡婦福祉資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算を補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ233,137千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金			54	54
	1 一般会計 繰入金		54	54
2 繰越金		135,337	△ 54	135,283
	1 繰越金	135,337	△ 54	135,283
歳 入 合 計		233,137		233,137

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 民 生 費		千円 150,690	千円	千円 150,690
	1 母 子 寡 婦 福 祉 資 金	150,690		150,690
歳 出 合 計		233,137		233,137

平成16年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計補正予算（第1号）

平成16年度熊本県の用品調達基金管理事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,763千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,662千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		23,425	△ 7,383	16,042
	1 基金繰入金	23,425	△ 7,383	16,042
2 繰越金		24,000	4,620	28,620
	1 繰越金	24,000	4,620	28,620
歳 入 合 計		47,425	△ 2,763	44,662

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		47,425	△ 2,763	44,662
	1 用度費	47,425	△ 2,763	44,662
歳 出 合 計		47,425	△ 2,763	44,662

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
事務機器等賃借	平成17年度	千円 107

平成16年度熊本県収入証紙特別会計補正予算（第1号）

平成16年度熊本県の収入証紙特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,300,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 証紙収入		3,192,000	△ 94,000	3,098,000
	1 証紙収入	3,192,000	△ 94,000	3,098,000
2 繰越金		208,000	△ 6,000	202,000
	1 繰越金	208,000	△ 6,000	202,000
歳 入 合 計		3,400,000	△ 100,000	3,300,000

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 諸支出金		3,400,000	△ 100,000	3,300,000
	1 繰 出 金	3,400,000	△ 100,000	3,300,000
歳 出 合 計		3,400,000	△ 100,000	3,300,000

平成16年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算（第2号）

平成16年度熊本県の県立高等学校実習資金特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,421千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ280,925千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		82,133	△ 8,421	73,712
	1 一般会計 繰入金	73,138	△ 8,421	64,717
歳 入 合 計		289,346	△ 8,421	280,925

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 教育費		千円 289,346	千円 △ 8,421	千円 280,925
	1 高等学校費	289,346	△ 8,421	280,925
歳 出 合 計		289,346	△ 8,421	280,925

平成16年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）

平成16年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ61,353千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,911,087千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		3,061,969	△ 9,353	3,052,616
	1 一般会計 繰入金	3,061,969	△ 9,353	3,052,616
2 県債		52,000	△ 52,000	
	1 県債	52,000	△ 52,000	
歳入合計		3,972,440	△ 61,353	3,911,087

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		710,427	△ 6,889	703,538
	1 港 湾 費	710,427	△ 6,889	703,538
2 災害復旧費		52,000	△ 52,000	
	1 土 木 災 害 復 旧 費	52,000	△ 52,000	
3 公 債 費		3,210,013	△ 2,464	3,207,549
	1 公 債 費	3,210,013	△ 2,464	3,207,549
歳 出 合 計		3,972,440	△ 61,353	3,911,087

第2表 繰越明許費

款	項	金 額
1 土 木 費		千円 5,000
	1 港 湾 費	5,000
合 計		5,000

第3表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
1 庁舎等管理業務	平成17年度	千円 109,070
2 事務機器等賃借	平成17年度	70

第4表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
現 年 発 生 災 害 復 旧 費	千円	(借入先) 財務省、日 本郵政公社、 公営企業金融 公庫、会社、 その他		据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等	千円			
	52,000	(借入方法) 証書借入又 は証券発行 (その他) 工事その他 の都合により、 一部もしくは 全部を翌年度 以降に繰り下 げて借り入れ することができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	年10% 以 内	但し、県財 政の都合によ り、繰上償還 をなし、又は 借り換えをす ることができる。				

平成16年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）

平成16年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,917千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,025,382千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		48,076	155	48,231
	1 基金繰入金	48,076	155	48,231
2 繰越金		32,541	△ 155	32,386
	1 繰越金	32,541	△ 155	32,386
3 諸収入		1,949,670	△ 4,917	1,944,753
	1 雑 入	1,949,670	△ 4,917	1,944,753
歳 入 合 計		2,030,299	△ 4,917	2,025,382

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		205,699	△ 4,917	200,782
	1 港 湾 費	205,699	△ 4,917	200,782
歳 出 合 計		2,030,299	△ 4,917	2,025,382

平成16年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）

平成16年度熊本県の用地先行取得事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115,289千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		51,682	△ 9	51,673
	1 財産運用収入	8,046	△ 9	8,037
歳 入 合 計		115,298	△ 9	115,289

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		11,662	△ 9	11,653
	1 総務管理費	11,662	△ 9	11,653
歳 出 合 計		115,298	△ 9	115,289

平成16年度熊本県育英資金貸与基金特別会計補正予算（第2号）

平成16年度熊本県の育英資金貸与基金特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ47,811千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ306,640千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		123,648	△ 13,022	110,626
	1 国庫補助金	123,648	△ 13,022	110,626
2 財産収入		794	△ 94	700
	1 財産運用収入	794	△ 94	700
3 繰入金		181,329	△ 42,471	138,858
	1 一般会計繰入金	90,640	△ 30,739	59,901
	2 基金繰入金	90,689	△ 11,732	78,957
4 諸収入		48,680	7,776	56,456
	1 貸付金元利収入	48,680	7,776	56,456
歳 入 合 計		354,451	△ 47,811	306,640

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 教 育 費		354,451	△ 47,811	306,640
	1 育英資金	354,451	△ 47,811	306,640
歳 出 合 計		354,451	△ 47,811	306,640

平成16年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）

平成16年度熊本県の林業改善資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ136千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ316,936千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		68	△ 68	
	1 国庫補助金	68	△ 68	
2 繰入金		68	112	180
	1 一般会計繰入金	68	112	180
3 繰越金		168,994	△ 180	168,814
	1 繰越金	168,994	△ 180	168,814
歳 入 合 計		317,072	△ 136	316,936

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 農 水 産 業 林 費		316,750	△ 136	316,614
	1 林 業 改 善 資 金	316,750	△ 136	316,614
歳 出 合 計		317,072	△ 136	316,936

平成16年度熊本縣市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）

平成16年度熊本県の市町村振興資金貸付事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ592,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,576,065千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰越金		4,283,500	592,000	4,875,500
	1 繰越金	4,283,500	592,000	4,875,500
歳 入 合 計		5,984,065	592,000	6,576,065

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 諸支出金		4,283,500	592,000	4,875,500
	1 繰出金	4,283,500	592,000	4,875,500
歳 出 合 計		5,984,065	592,000	6,576,065

平成16年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成16年度熊本県の流域下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,304千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,657,554千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。